

令和6年4月1日改正	現行 (令和4年4月1日改正)	改正理由
<p>川崎市パラスポーツ指導者協議会表彰制度 <u>(ハ)</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>パラ</u>スポーツの発展に功績のあった者を表彰し、もって障害者のスポーツ振興に資することを目的とする。 <u>(ハ)</u></p> <p>(表彰の種類)</p> <p>第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新人功労賞 表彰対象年度 (4月から3月までの1年間) を含めて、3年度以内に新規に登録したパラスポーツ <u>指導者</u>。なお、新人功労賞で表彰されたパラスポーツ <u>指導者</u> は、翌年度以降、新人功労賞の対象としない。(イ) (ロ) <u>(ハ)</u></p> <p>(2) 功労賞 上記(1)以外のパラスポーツ <u>指導者</u>。なお、功労賞で表彰されたパラスポーツ <u>指導者</u> は、翌年度の功労賞の対象としない。(イ) (ロ) <u>(ハ)</u></p> <p>(3) 準功労賞 上記(1)以外のパラスポーツ <u>指導者</u>。なお、準功労賞で表彰されたパラスポーツ <u>指導者</u> は、翌年度以降、準功労賞の対象としない。(ロ) <u>(ハ)</u></p> <p><u>(4) みらい賞</u> <u>表彰対象年度の年齢が30歳未満で、上記(1)から(3)までの表彰対象者を除くパラスポーツ指導者。(ハ)</u></p>	<p>川崎市 <u>障がい者</u> スポーツ指導者協議会表彰制度</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>障害者</u> スポーツの発展に功績のあった者を表彰し、もって障害者のスポーツ振興に資することを目的とする。</p> <p>(表彰の種類)</p> <p>第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新人功労賞 表彰対象年度 (4月から3月までの1年間) を含めて、3年度以内に新規に登録したパラスポーツ <u>指導員</u>。なお、新人功労賞で表彰されたパラスポーツ <u>指導員</u> は、翌年度以降、新人功労賞の対象としない。(イ) (ロ)</p> <p>(2) 功労賞 上記(1)以外のパラスポーツ <u>指導員</u>。なお、功労賞で表彰されたパラスポーツ <u>指導員</u> は、翌年度の功労賞の対象としない。(イ) (ロ)</p> <p>(3) 準功労賞 上記(1)以外のパラスポーツ <u>指導員</u>。なお、準功労賞で表彰されたパラスポーツ <u>指導員</u> は、翌年度以降、準功労賞の対象としない。(ロ)</p>	<p>指導者協議会の名称変更による</p> <p>公認パラスポーツ指導者制度の変更による</p> <p>公認パラスポーツ指導者制度の変更による</p> <p>公認パラスポーツ指導者制度の変更による</p> <p>公認パラスポーツ指導者制度の変更による</p> <p>表彰を追加 (2025年度表彰者から適用)</p>

令和6年4月1日改正	現行（令和4年4月1日改正）	改正理由
<p>(表彰の方法)</p> <p>第3条 表彰は、会長が表彰状等を授与して行う。</p> <p>2 表彰を受けた者の氏名は、川崎市<u>パラ</u>スポーツ指導者協議会の発行する会報に掲載して公表する。(ハ)</p> <p>(表彰者対象者の決定)</p> <p>第4条 川崎市<u>パラ</u>スポーツ指導者協議会で募集した総会、研修、大会ボランティア、総会アンケート及び大会ボランティア参加意向アンケート（以下「大会等」という。）に参加（提出を含む）された者を対象に表彰する。(イ)(ハ)</p> <p>2 表彰対象年度（4月から3月までの1年間）内に参加数が多い者を数名決定する。なお、大会等に参加希望していたが、人数制限等により参加できない場合は参加数に含めない。</p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第5条 表彰は、表彰対象年度の翌年度の役員会で決定する。</p> <p>附則</p> <p>1 この表彰制度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの大会等を表彰対象年度とした令和4年度の表彰から開始する（令和3年11月25日公表）。</p> <p>2 この改正は、令和4年4月1日から施行する。(イ)</p> <p>3 この改正は、令和5年4月1日から施行する。(ロ)</p> <p><u>4 この改正は、令和6年4月1日から施行する。(ハ)</u></p>	<p>(表彰の方法)</p> <p>第3条 表彰は、会長が表彰状等を授与して行う。</p> <p>2 表彰を受けた者の氏名は、川崎市<u>障がい者</u>スポーツ指導者協議会の発行する会報に掲載して公表する。</p> <p>(表彰者対象者の決定)</p> <p>第4条 川崎市<u>障がい者</u>スポーツ指導者協議会で募集した総会、研修、大会ボランティア、総会アンケート及び大会ボランティア参加意向アンケート（以下「大会等」という。）に参加（提出を含む）された者を対象に表彰する。(イ)</p> <p>2 表彰対象年度（4月から3月までの1年間）内に参加数が多い者を数名決定する。なお、大会等に参加希望していたが、人数制限等により参加できない場合は参加数に含めない。</p> <p>(表彰の時期)</p> <p>第5条 表彰は、表彰対象年度の翌年度の役員会で決定する。</p> <p>附則</p> <p>1 この表彰制度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの大会等を表彰対象年度とした令和4年度の表彰から開始する（令和3年11月25日公表）。</p> <p>2 この改正は、令和4年4月1日から施行する。(イ)</p> <p>3 この改正は、令和5年4月1日から施行する。(ロ)</p>	<p>指導者協議会の名称変更による</p> <p>指導者協議会の名称変更による</p>